主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告の趣旨及び理由は別紙記載のとおりである。

抗告人の主張するように仮差押債務者が仮差押解放金を供託する際に供託規則第 三条第二項第六号により供託書に供託物の還付を請求し得べき者として仮差押債 このことだけで直ちに仮差押 権者を記載表示する取扱になつているからといつて、 債権者が弁済として当該供託金の還付を請求し得る実体上の権利を有するものと解 することができない。尤も仮差押債務者の有する仮差押解放供託金取戻請求権は仮 差押決定又は仮差押判決を取消す裁判の確定、仮差押の被保全請求権につき仮差押 値権者の本案敗訴の判決の確定その他仮差押解放金から仮差押債権者が満足を受け られないことに確定した場合などのように、要するに供託原因の消滅を停止条件と して始めて生ずる請求権であるから、仮差押債権者が本案訴訟で勝訴の確定判決を 得たときは債務者においてもはや供託原因の消滅を証明することができず、 が任意に本案債務を弁済しない限り右供託金取戻請求権を行使することはできない ことは抗告人の主張するとおりであろうけれども、債務者が事実上取戻請求権の行 使ができないということだけで直ちに仮差押債権者が実体上右供託金還付請求権を 取得するものと解すべき十分の根拠がなく、強制執行保全の制度からするも仮差押 債権者に仮差押解放供託金につきその還付請求権を得しめて仮差押命令の目的物に 代わる供託金につき排他的に優先権を認むべき理由はないものといわなければなら 従つて仮差押命令はその執行の目的物に代わる金銭が債務者から供託された とき債務者の有すべき供託物取戻請求権によつて本案請求権保全の効果を保持する ものであるから、債務者の供託と同時にその取戻請求権につき仮差押がなされたも のと同一の効果を生ずるものと解すべく、仮差押命令が取消されるまでは債務者に

おいて取戻を請求することができないけれども、仮差押債権者が本案請求権につき勝訴の確定判決を得て仮差押から本執行に移行するとき仮差押命令は保全の目的を達して失効するから、これによつて仮差押解放金の供託原因消滅するわけであって、唯だ本差押の効力によつて仮差押債務者の供託物取戻が禁止されて〈要旨第二〉にるにすぎず、債権者が本案の執行力ある債務名義に基づいて右仮差押解放供話金目的として執行裁判所のこれが換価命令を求むべきものといわなければならない。本件においては先きに第三債権者Aにおいて金銭債権の執行として債務者第一工業株式会社の国に対して有する本件仮差押解放供託金の取戻請求権につき差押命令認業件で執行したのであるから、仮差押債権者である抗告人は本案請求についての認執 得るものといわなければならない。

然るに抗告人が所論仮差押解放金に対する執行方法として、原執行裁判所に対し仮差押債権者として被保全債権の確定を証明した上、直接供託所に対して解放金の還付を請求し得ることを前提として、債務者第一工業株式会社の供託所に対する供託物取戻請求権につき換価手続を経ることなく、供託書の交付を申請したことの失当であることは叙上説明するところにより自から明らかであるから、原審が抗告人の右供託書交付申請を却下する旨決定したことはまことに相当であつて、抗告は理由がない。

よつて本件抗告を棄却すべきものと認め、民事訴訟法第四一四条、第三八四条、 第九五条、第八九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 南新一 裁判官 輪湖公寛 裁判官 藤野博雄)

録

(一) 供託年月日 昭和三十五年五月二十三日 供託番号 昭和三十五年金第一六九号 供託金額 金五四五、〇〇〇円也

(二) 供託年月日 昭和三十五年五月二十四日 供託番号 昭和三十五年金第一七七号 供託金額 金一、〇〇〇円也